

長岡京市事業用地等マッチング支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市と事業用地等の情報を持つ者が連携し、本市において事業の実施を希望する事業者への事業用地等の情報を提供することにより、本市における事業用地等の流通促進及び商工業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 申請者が営み、又は営もうとする事業の用に直接供する本社、支社、店舗、工場、事業所、開発拠点、研究所等
- (2) 申請者 事業所等の新增設等のために事業用地等情報の取得等を希望している者
- (3) 新增設等 申請者が事業用の不動産の建築、増築、改築及び用途変更（以下「建築等」という。）を行い事業所等の開設及び拡充を行うこと。
- (4) 事業用地等 事業用の土地及び建築物（近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域、準工業地域等に属する土地に定着するもの）
- (5) マッチング支援団体 主として不動産の売買、交換、賃貸及び管理並びにこれらの代理又は仲介を行う事業者により構成される団体のうち、次に掲げる団体
 - ア 公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
 - イ 公益社団法人全日本不動産協会京都府本部
 - ウ 一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会
- (6) 会員事業者 マッチング支援団体に所属する事業者
- (7) 希望情報 申請者から申出のあった希望する事業用地等に関する情報
- (8) 不動産情報 希望情報に対応する事業用地等の情報

(不動産情報の除外範囲)

第3条 本要綱において取り扱う不動産情報は、次の各号のいずれかに該当する事業用地等に係るものを除く。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び長岡京市の条例、規則、要綱等の規制又は基準に違反するもの
- (2) その他不適当であると市長が認めるもの

(不動産情報の提供の申請)

第4条 申請者は、不動産情報の提供を受けようとするときは、不動産情報提供申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(不動産情報の照会)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、マッチング支援団体に対

し、不動産情報提供依頼書（第2号様式）により不動産情報の提供を依頼するものとする。

（不動産情報の収集と報告）

第6条 マッチング支援団体は、前条の依頼を受けたときは、不動産情報の収集を行うよう会員事業者に依頼するものとする。

2 会員事業者は、前項により収集した不動産情報について、不動産情報収集報告書（第3号様式）により市長に報告するものとする。

（不動産情報の通知）

第7条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、不動産情報通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交渉と成約報告）

第8条 申請者は、前条により通知を受けた不動産情報について交渉を行おうとする場合、当該情報の提供を行った会員事業者に連絡しなければならない。

2 申請者は、本要綱により知り得た情報により不動産に関する契約が成立したときは、不動産情報成約報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（交渉結果の報告）

第9条 申請者は、前条の規定により報告されたものを除き、交渉結果について不動産交渉結果報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項における報告は、年1回、毎年3月末日時点をもって報告書を作成し、その4月末までに提出するものとする。

（マッチング支援団体への報告）

第10条 市長は、第5条で提供を依頼した不動産情報について、各マッチング支援団体に交渉結果を報告するものとする。

2 前項における報告は、年1回、毎年3月末日時点をもって報告書を作成し、その5月末までに提出するものとする。

（守秘義務）

第11条 マッチング支援団体及び会員事業者は、本要綱の実施において知り得た情報を、申請者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 申請者は、本要綱の実施において知り得た情報を、会員事業者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（責任の範囲）

第12条 第7条の規定による通知後に行われる申請者及び会員事業者の当事者間における連絡調整、交渉、契約その他の行為について、長岡京市は関与せず、責任を負わない。

2 第7条の規定による通知後に行われる申請者及び会員事業者の当事者間にお

ける連絡調整、交渉、契約その他の行為について、会員事業者が所属するマッチング支援団体は関与せず、責任を負わない。

- 3 申請者及び情報を提供した会員事業者は、不動産情報が適用を受ける都市計画法、建築基準法、消防法及び長岡京市の条例、規則、要綱等の規制又は基準について、責任を持って確認しなければならない。

(その他)

第13条 本要綱は、申請者に対し、希望情報に合致する不動産情報の通知を担保するものではない。

- 2 この要綱の実施に係るマッチング支援団体及び会員事業者の活動は、無償で行うものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、長岡京市商工振興所管課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。